



始



中山經濟研究所

はしがき

高度國防國家建設は食糧の自給確保を要求して居る。第一次歐洲大戰に於て獨逸は戰闘に勝ちながら戦争に敗れた。それは食糧問題に端を發して居ると云はれる。瑞穂の國日本に於ても事變以來食糧問題が重大化し、食糧増産には官民舉つて懸命なる努力を續けて居るが、一方には漸増する人口を擁し乍ら、一方には工業化の進むと共に耕地の潰廢が行はれ、労働力、肥料、資材の不足は増産の障礙となつてゐる。殊に農業の集約化に伴つて肥料の増施は特に必要となつて居るが肥料の生産は次第に増加の傾向を鉋化し、昭和十四年以降は全体的に見て寧ろ減產をさへ示して居る。然らば肥料需給の現状はどうか。以下少し計數的に見てその動向を検討して見や。

尙業者及専門家には無論蛇足ではあるが、一應肥料の何物であるかを簡単に説明して置くが之は肥料に關係なき人々の爲めの豫備知識として諒され度い。

目 次

はしがき	一
肥料の種類	一
最近の肥料消費額	三
主要肥料の需給状況	一〇
肥料價格の暴騰	五
肥料統制政策の進展	七
肥料配給割當制	二〇
割當配給の現状	二四
公定價格と補助金	二七
配給機構の整備	三

一、肥料の種類

植物はその栄養分を空氣及び土壤中から攝取同化して生育する。野生の植物は一旦吸收した土壤中の栄養分を、植物が枯死する時に再び土壤中に還元するから土壤は瘠せ衰へることなく、常に植物を生育せしめることが出来る。然るに耕作物はその収穫によつて土壤中の栄養分は全部取り去られるから土壤は漸次瘠せ衰へる。従つてその儘では長く耕作を続けることが出来なくなるから栄養分として肥料を補給し、地力を充分保持せしめることが必要となつて来る。元來植物の生成に必要缺くべからざる元素は炭素、酸素、水素、窒素、燐、硫黄、カリウム、カルシウム、マグネシウム、鐵等の化合物であるが、硫黄、マグネシウム、鐵等の化合物は土壤中に豊富に存在するから植物はそれを攝取すれば充分である。炭素、酸素、水素は空氣中から炭酸瓦斯、

酸素の形で、又土壤中から水の形で自由に豊富に攝取出来るから以上の諸元素は肥料として施用する必要はない。然るに窒素、磷、カリウムの三元素は土壤中に存在する化合物から攝取するだけでは植物の生育には不充分である。従つてこれを肥料として補給しなければならないことになる。これが肥料の三要素と云はれる所以である。この中で窒素は植物の莖葉となり、磷は果實となり、カリウムは植物を強靭ならしめるものであり、この三要素は何れを缺いても植物の圓満なる發育を期待することは出来ない。従つて肥料を分類すれば窒素質肥料、磷酸質肥料、加里質肥料となる。また肥料を給源に依つて分類すれば有機質肥料、無機質肥料となり、有機質肥料は更に動物質肥料と植物質肥料となり、無機質肥料は礦物質肥料とも云ふ。更に生産方法に依つて分類すれば自給肥料と販賣肥料とに分れる。自給肥料とは農民が自ら生産する肥料で人糞尿、堆肥、厩肥、綠肥、草木灰等であり、販賣肥料とは農民が金錢を以て購

入する肥料で金肥とも云はれ、硫安、石灰窒素、智利硝石、加里鹽、大豆粕、魚肥等である。販賣肥料の中で硫安、石灰窒素、加里鹽、智利硝石等の如く工場に於て化學的操作により加工製造する肥料を人造肥料又は化學肥料と云ふのである。

二、最近の肥料消費額

肥料は農業經營に於て土地、勞働と共に三大要素と云ふことが出来る。元來我國の農業は狹小なる耕地で漸増する多數の人口を養はねばならぬため、單位面積當りの收穫量を増大せしめる必要があり、農業經營は必然的に勞働の集約的投下と、品種の改良、栽培技術の進歩と共に肥料を増施することによつて生産力を高めて來た。而も勞働力の不足せる今日、肥料はこれをカバーするためにも需要は更に増大しつゝある。我國が世界で稀に見る多肥國と稱せられる所以である。昭和十四年以降の需給數量の

發表はないが、最近に於ける肥料の消費額を見れば左の通りである。

年 次	自 給 肥 料	販 売 肥 料	合 計
昭和九年	二九九、九二〇千圓	二二八、八四一千圓	五二八、七六一千圓
" 十 年	三二八、五六〇	二七六、七〇一	六〇五、二六一
" 十一年	三五四、二〇〇	三二四、九四五	六七九、一四五
" 十二年	三八七、七四〇	三七〇、七九四	七五八、五三四
" 十三年	四四一、五三〇	四三一、七七九	八七三、三〇九

右に依れば自給肥料、販賣肥料とも消費は累増してゐるが、特に販賣肥料に於て増加の著しいのを見る。販賣肥料の昭和十三年の消費額を明治三十六年の二千九百萬圓に比較すれば一四・八倍に相當し、大正元年の一億三百三萬圓に比較すれば四・一倍に當つてゐる。販賣肥料の消費増加が自給肥料の其れよりも増加振りの著しいのは、

化學の進歩が大きな原因ではあるが、戰時下勞働力不足と、自給肥料原料の缺乏とのために、簡単に得られしかも肥效顯著で取扱の容易な販賣肥料へと其の需要が向つたためである。

次に農家經濟と肥料消費との關係を見ると、販賣肥料の農家一戸當り及び耕地一反歩當りの消費額は左の通りである。

年 次	農 家 一 戶 當	耕 地 一 反 當
大正元—五 年	一九・四七	一・八二
" 六—十 年	四六・八九	一・二七
" 十一—昭和元年	五二・二九	四・七五
昭和二—六 年	四七・六二	四・四五
" 七—十一 年	四四・四五	四・一四

九 年	四〇・七四	三・七九
十 年	四九・三二	四・五七
十一 年	五八・〇五	五・三四
十二 年	六六・五一	六・〇八
十三 年	七八・二三	七・一〇

右は兼業農家を含めての平均であるから、專業農家の販賣肥料消費額はこの數字よりも更に大と見られる。

また農業經營と肥料代との關係を見れば、左表の如く農業經營費中に含める肥料代の地位は累年漸増を示して居り、昭和十三年の如きは農業經營費中に占める肥料代の割合は二七・四%を示し、現金支出中に於ける肥料代の割合は四五・七%に達して居る。而して農產物需要増に對處し、戰時下食糧確保の必要から我國の農業は反當り收

獲高の增加を圖るためにますく集約化し、肥料施用量は増大することが豫想されるので此の率は更に上昇するものと思はれる。従つて肥料需給及び價格が耕作農家の經濟に影響する所は頗る大なりと云ふことが出来る。

	昭 九年	十 年	十一 年	十二 年	十三 年
農業經營費	四五〇・六七	四八五・三五	五一七・九一	五四〇・三六	五六三・六二
内現金支出	二七八・一九	二九〇・九五	三三一・六八	三三九・三九	三三七・八一
肥 料 代	九九・〇六	一〇七・七七	一二六・八一	一三五・二七	一五四・四三
肥料代割合	二一・九%	二三・二	二四・五	二五・〇	二七・四
現金支出中 肥料代割合	三五・六%	三七・〇	三九・四	四一・一	四五・七

前述の如く肥料は窒素、磷酸、カリの三種類に分類されるが、この中で窒素質肥料が大部分を占め、その割合は數量では全体の六三・三九%、全額では七三・二七%と

なつて居る。いま昭和十一、二、三年の三ヶ年平均種類別消費内訳を見れば左の通りである。

品名	数量	金額
◆窒素質肥料合計		
硫安	二、五五四千噸	二二一、六四〇千圓
石灰窒素	一、〇八四	九七、六六〇
大豆粕	二七一	二一、五六〇
硝酸曹達	四九	四、三三〇
大豆粕	七七八	六七、五八〇
棉種粕	六九	六、四五〇
練實粕	九七	七、二〇〇
大豆粕	一四	二、一一〇
鰐粕	一八七	
干鰐	一四、三九〇	
過磷酸石灰	一、二二〇	
骨粉	五、四七〇	
硫酸カリ	一一三	
塩化カリ	八二	
總計	四、〇二九	
總計に對する窒素質肥料の割合%	六三・三九	
	七三・二七	

販賣肥料の大部分を占める窒素質肥料の中で硫安、石灰窒素等の無機質肥料の消費は最近増勢著しく、大豆粕、魚肥等の有機質肥料の重要性は次第に薄れつゝある。即

ち大正元年——三年間の平均では窒素質肥料の中で有機質肥料は七一・三%で、この中大豆粕が四八・三%を占め、無機質肥料は二八・七%で、この中酸安は二六・二%であつたが、昭和十一年——十三年間の平均では窒素質肥料の中、有機質肥料は二一・八%で、この中大豆粕は一四・一%となり、無機質肥料は七八・二%で、この中硫安は六二・二%となり無機質肥料の重要性は著しく加重した。現在重要肥料と稱せられるのは硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、カリ塩等の無機質肥料と大豆粕、魚肥等の有機質肥料である。

三、主要肥料の需給状況

戦時食糧増産確保のため肥料の重要性は増大するが、生産條件は次第に悪化し、勞力不足と共に増産の障礙となつてゐる。以下主要肥料の最近の需給状況を見よう。

硫安は販賣肥料の大宗としてその重要性に鑑み、政府は硫安増産及び配給統制法を實施し、増産のためには助成金を交付してゐるが豫定の生産數量にはなかなか達しない。而かも生産は累年増加の傾向があるが、需要はより以上増大しつゝあるので之れを充すまでに至つてゐない。本年度に於ては政府は硫安の生産確保のため石炭、電力を軍需と同等に優先配給し、渴水期に於ける火力發電利用については電氣料金が高くなるので助成金を交付することに依つて極力増産に努めてゐるので、前年度に比較しては約七、八萬噸の増産が見込まれてゐる。

石灰窒素の需給は硫安より悪い。それは製造原料たる無煙炭の入手難、カーバイトの値上等りによるもので、政府は石炭、電力等の優先配給を行つてるので前年度よりは約三萬噸の生産増加が見込まれてゐるが、所要量に對しては著しい不足である。

過磷酸石灰はその原料たる磷礦石の約七、八割をフロリダ(北米)コシヤ、サファージ

ア（北阿）クリスマス、マカテア、オーシャン（大洋洲）等から輸入し、残り二、三割はラサ、アンガウル等の南洋及び北大東島其の他から移入してゐたが、事變勃發以來爲替管理の強化で輸入は窮屈化してゐる。即ち磷礦石の輸移入額は昭和十一年百七萬噸十二年百十九萬噸であつたが十三年は九十一萬噸となつてゐる。これがため政府は肥料資源の海外依存脱却のため東亞共榮圈内に於て確保すべき根本方針を樹て、内外地に於ける資源開発に努めた結果、磷酸肥料の原料たる磷灰石が朝鮮の端川、支那の海洲、佛印の老開等で發見されたが、端川には大した期待も持てず、海洲のものは品質に於て著しく輸入品に劣り、老開の磷灰石は含有量も豊富で採掘も容易であるが、現地は人足稀な蠻地でマラリア病の危険性が多い所である。蘭印の磷礦石も量、質ともに余り期待出来ないが、農林省では共榮圈内自給確保を目指して磷礦石、加里礦石調査利用促進協議會を設置して磷酸、加里肥料製造の工業試験及び肥料資源探求に乗り

出すことになつてゐる。

加里鹽類は大部分輸入に俟ち昭和十三年に於ては十六萬二千噸を輸入し、國內生産は二萬一千噸に過ぎない。而して主要產地は獨佛兩國であるため、今次の歐洲戰亂で輸入は激減してゐる。加里肥料の自給化についても支那海沿岸から採取される鹽の中に含有する苦汁加里の利用、内地に於ける石英粗面岩、加里明礬石、海綠石、加里長石の工業化等につき研究が進められてゐる。ところが之等の加里含有量は多いもので一五%，低いものは五%に過ぎず、外國の加里鹽類の含有量六〇%にも達するものに比し著しく低位にあり、それ自体獨立で工業化することは企業的に成り立たないが、最近セメント工業の副産物として工業化の可能性あることが立證された。

次に有機質肥料であるが、大豆粕は消費高の四〇%が内地產で六〇%が滿洲產であるが、内地產大豆粕の原料たる大豆は大部分滿洲から輸入してゐるから大豆粕の需給

關係は満洲大豆の生産、需給關係に支配されてゐる。然るに満洲大豆は満洲國內に於ける消費増及び北支其の他への輸出で我國への供給は減少して居り、加ふるに飼料難のため大豆粕の飼料としての消費が増大し、且又工業用需要も増加しつゝあるので肥料としての大豆粕需給は著しく窮屈となつて來た。

魚肥は魚獲高の豊凶に依り生産高に増減を來すが、最近水產物は船腹不足、油其の他の資材の缺乏、労働力不足等で減産の傾向にあり、食料としての水產物でさへ不足してゐる實情にあり、一部飼料化と共に魚肥の供給は著しく減つて居る。

主要肥料の需給狀況を戰前たる十一年と戰後たる十三年と比較すれば左の通りである。

品目	十一年		十三年	
	生産	消費	生産	消費
硫安	八八〇、二六三噸	一、〇五〇、三六八噸	一、二〇七、九三三噸	一、二二七、八三九噸

石灰窒素	二元〇、三九八	二四〇、二九	三〇六、八四六	二六六、五八三
過磷酸石灰	一、四三七、一九六	一、二四二、四〇〇	一、二三四、〇六〇	一、〇三六、七八八
硫酸加里	八三三	七三、二四九	一三、五七七	二三、一六四
塩化加里	二八五	七八、六六九	一三六	五七、七一六
大豆粕	二四九、七三三	七三、一五五	三三七、七一六	九四三、〇六三
魚肥	四五五、八六六	五六、七八八	三四、九五五	四四七、六七〇
棉實粕	三二、四二〇	一三三、〇四三	四〇、四三七	五七、八三七
菜種粕	九三、七六三	九〇、七九六	六一、三三三	四三、二六一

四、肥料價格の暴騰

事變が肥料價格に及ぼした影響も大である。現在は食糧增產計劃遂行上、肥料價格

の昂騰を仰止し、價格の安定を圖るため公定價格の設定を見てゐるが、諸物價騰貴で肥料生産費も昂騰してゐるので政府は公定價格と生産費、輸入原價と睨み合せて助成金を交付してゐる。しかし現在の公定價格も事變前に比較すれば著しい値上りを示してゐる。殊に有機質肥料は機無質肥料の統制が比較的早かつたため、價格の暴騰著しく、大豆粕は昭和十二年一月正玉一枚二圓三十九錢だつたのが十五年一月には五圓八十三錢となり、指數は二四四を示して居り、鰐搾粕は十貫建四圓十五錢であつたものが九圓二十五錢となり、指數は二二三となつてゐる。

なほ注意すべきは斯かる肥料價格の昂騰が鉢狀價格差の擴大を齎したことである。

昭和十一年と十三年との騰貴率に於て食糧農產物の價格は一四%の騰貴に止つてゐるが、肥料は二二%の騰貴を示して居り、物價總指數二七%の騰貴と共に農業經營を著しく不利ならしめてゐる。かくて食糧增產政策遂行上肥料に對しても逐次統制が強化

され肥料價格も一應の安定を得て居る譯である。

五、肥料統制政策の進展

最近の肥料統制政策を見れば、先づ昭和十一年五月『重要肥料業統制法』が制定された。本法は硫安、石灰窒素、過磷酸石灰等の重要な肥料の需給の圓滑、價格の公正を圖り、肥料製造業及び農業經營の改善發達を期すのが目的である。本法に基き硫安、石灰窒素、過硫酸石灰の三つの製造業組合が誕生し、組合は統制機關として各種肥料の製造總數量及び各組合員に對する割當の決定、販賣價格、其他肥料生産又は販賣に關する決定其の他の事業をなすこととなつた。之に依り肥料製造業界は一應安定したが、價格の公正を圖る點に於ては所期の目的を達することは出來なかつた。即ち公定價格は昭和十二年四月から實施したが、之が市場統制力なく、硫安の供給不足、外安

の輸入遅延、組合と全購聯との手數料問題紛糾等を惹起し、市場價格は公定價格と遊離し、配給統制を伴はぬ價格政策の無力を暴露した。

次で支那事變勃發のため人馬の應召徵發に依る農村の勞力不足のため自給肥料の生産減、硫安、加里塩、磷礦石等の船腹不足に依る輸入遅延、爲替關係に依る輸入難等で肥料不足は激化し、之につけ込む肥料配給業者の賣惜み買占め、製造業者の價格昂上げ運動、農民側の買焦り等のため肥料價格は暴騰した。依つて政府は戰時食糧生産確保の重要性に鑑み十二年十一月『臨時肥料配給統制法』を實施した。この法律は肥料政策に關し廣汎なる統制權を政府に附與したもので、その骨子は（一）事變に關聯し肥料の需給圓滑、價格の公正を圖るため必要と認むる者に配給統制上必要な事業をなすべきことを命ずる。（二）肥料の販賣、使用、消費、移動、輸出入に關する事務をなすべきことを命ずる。（三）肥料の製造、取引、保管、運送を業とするものに對し報必要的なる命令をなす。

告を徵し帳簿其の他の検査をなす、等を内容とするもので先づ硫安に適用され、十三年十月加里塩類及び過硫酸石灰にも適用した。硫安については十二年三月『硫安輸出入許可規則』を公布し、硫安の輸出入に許可制を實施したが著増する硫安消費に對し國內增産を圖る必から十三年七月『硫安增産及び配給統制法』を制定した、

一方事變勃發と共に輸出入品の戰時統制を行ふこととなり十二年九月『輸出入品等に關する臨時措置に關する法律』を實施し、肥料及び肥料原料の輸入もこの法律により制限を受けることゝつた。

資金關係については十二年九月『臨時資金調整法』を制定し戰時下に於て軍の需要及び國防に關する產業の資金を潤澤に供給するため比軍的不急なる事業の新設擴張は控えさせることゝなつたが、肥料關係については硫安製造業は甲種として軍需と同様に優先的取扱ひを受けて居り、磷酸アンモニア、硫酸加里、配合肥料製造業は乙種

として資金資材關係から適當と認められるものは許可されることとなつて居り、石灰窒素、植物質、及び動物質肥料、過磷酸石灰製造業は丙種として特に必要なるものと認められた場合にのみ許可されることとなつてゐる。然し資材、原料、労力不足、電力機餌、輸送關係等は肥料生産に對する障礙となつて居り、増産の必要性は倍加してゐるにかゝらず、は生産の増加は余り見るべきものなく十四年以降は寧ろ減產の傾向さへ示してゐる。

六、肥料配給割當制

時局の進展と共に肥料の需給關係は悪化し、以上の對策を以てしては農業生産の圓満なる維持發達は期し得ないとの見地から十四年八月から肥料配給割當制を實施した。これは肥料の供給數量に即應して其の配給を計劃的に統制し、その消費を合理

的に調整し、以て國家全体として最も有効に肥料を使用すると云ふのが目的である。

割當制の骨子は先づ市町村で管内の單肥及び配合肥料の所要見込數量を纏めて道府縣へ報告し、道府縣から農林省へ申請する。農林省ではこの申請に基き、肥料供給數量と睨み合はせて年二回に分ち道府縣別割當量を決定し、道府縣に通知すると共に肥料の配給中樞機關に指示し、肥料は此處から系統機關を通じて農家に配給される譯である。配給割當制は當面最も窮屈を豫想される硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、加里塩につき實施されたが、實施の前提としては之等を原料とする配合、化成肥料が何千種となく市場に氾濫して居るので之を統合する必要を認め、十三年十一月農林次官通牒を以て、配合肥料は一府縣十五種以内に限ることとし、この結果配合肥料は總計六百六十種に限定された。又十四年三月『肥料配給統制規則』を公布し、肥料配給中樞機關による統制を圖ると共に、配合、化成肥料の統制並に價格の抑制に法的根據を持た

せた。

斯くて割當制の準備を整へた上、十四年八月から實施されたが、その第一回割當量は硫安三十二萬七千噸、石灰窒素七萬一千噸、過磷酸石灰四十萬二千噸、加里塩五萬三千噸となつた。道府縣別割當決定に當つては、前年同期の道府縣別配給實績に農產物増產計劃遂行に伴ふ所要量並に最近五ヶ年間の平均肥料消費自然增加分を加算したものと査定額とし、之に基き道府縣の按分比率を求め、之を供給數量に乘じ算定する方法によつたもので、道府縣では管内の產業組合、商人兩系統別の配給數量を決定し農林省に報告することとなつてゐる。次いで十五年一月からは有機質肥料にも割當制が實施された。最初は大豆粕。鰐搾粕に限定されてゐたがやがて雜植物粕にまで適用された。爾來割當割は八月——十二月、一月——七月の二期に分ち實施されてゐる。割當制實施に際し注意すべきは米麥重點主義の採用である。即ち現下の農業政策は

主要食糧確保に重點が置かるべく、このためには肥料の消費分野を從來の如く漫然と放置しておくことは、米價が他の農作物の價格に比し割安だとの聲を聽く今日に於ては食糧政策上不便を來すこととなるので食糧問題の重要性に鑑み割當の重點を米麥等の主要食糧におくこととなつた。これがため十四年十二月『肥料消費調整規則』が公布された。これは農林大臣、地方長官に強權を附與して肥料の消費調整に當らせ、消費調節機關として市町村農會に指導權を與へたもので、その骨子は次の通りである。
(一) 米麥等の主要食糧農作物に對する肥料は他作物に優先して道府縣割當をなす。
(二) 米麥等の生産確保完遂のため肥料施用の順位を決定し米、麥等への肥料施用を第一位に置き、その他の農作物は必要なる場合は施用の制限を行ふ。
(三) 主用食糧重點主義を以て肥料の消費調整を期するため、市町村農會其の他の機關をして肥料配給をなすものに對し配給の斡旋を行はしむることとし、それにつ

き強力な指導権を附與する。

七、肥料割當配給の現状

然らば現肥料年度の割當状況はどうなつてゐるか。農林省では昨年末今期（十六年一月——七月）の肥料割當を左の通り決定し、各府縣へ通牒を發した。

一、硫安、石灰窒素、高度化成肥料及び特殊化成肥料の無機質窒素肥料については窒素として通算し割當をなすこととし、米麥所要數量（増產所要量を含む）の八十五パーセント、其の他の作物所要量（計劃増產農作物については其の増產所要量を含む）の六十五パーセント、魚肥其の他の有機質窒素肥料は需要量の一部（十五パーセント）を無機質窒素肥料を以て替代配給する。

二、過磷酸石灰、トーマス磷肥、磷酸アルミナ、高度化成肥料及び特殊化成肥料の

無機質磷酸肥料については、磷酸として通算し割當をなすこととし、米作所要量（増產所要量を含む）の八十乃至八十五パーセント、麥作所要量（増產所要量を含む）の八十五パーセント、甘藷及び馬鈴薯作所要量（増產所要量を含む）の百分セント、其の他の作物所要量（計劃増產農作物については其の増產所要量を含む）の七十パーセントを配給する。

三、加里肥料は配給可能數量が著しく減少したため、各種作物の所要量（米麥其の他の計画増產農作物の増產所要量を含む）の四十二パーセントを配給する。

以上の如く現在の肥料配給状況は、その需要を充すべく余りにも不足してゐる。食糧增産の要請の強く叫ばれてゐる今日、而も労働力の不足せる時局に於て、肥料の斯の如き不足は増產の障礙となつてゐる。殊に加里肥料はその資源を輸入に俟つてゐた關係上、不足著しく配給は所要量の半ばにも達せず、このことは今春の如く全國的に

襲つた凍霜害に對して農作物の抵抗力を弱からしめ、被害を激甚ならしめたと云ふ結果を招來してゐる。

右の事情に鑑み肥料の増産確保は各方面から要望され、官民一体となつて増産に努めてゐる結果、一部の肥料については増産の見透しがついてゐる。即ち硫安は石炭電力の優先配給、生産費昂騰に對する助成金交付、製造會社の協力による技術の一般的向上等のため今期は生産豫定數量を突破して居り、當初の割當は百三萬噸であるが五月以降渡で四萬噸を増配することとなつてゐる。而しこの中で二萬五千庭は大豆粕の代替配給であるから實際の増配は一萬五千噸となる。石灰窒素も電力石炭の優先配給其の他増産施策のため生産は頗る順調で當初の割當は十九萬六千噸であつたが、これも一萬五千噸増配することとなつてゐる。過磷酸石灰、加里塩類は輸入の減少で供給思はしくなく、東亞共榮圈内に於ける資源開發に依り自給を圖らんとする要望が強く

著々と準備が進められてゐる現状である。

八、公定價格と補助金

肥料の販賣價格は昭和十四年三月公布された『肥料配給統制規則』に基き公定されてゐる。即ち同規則第十一條に『農林大臣及商工大臣の指定する肥料の賣渡をなす者は、何等の名義を以てするを問はず其の指定の際農林大臣及び商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を、農林大臣及び商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定したる時は其の販賣價格を超ゆる對價を以て當該肥料を賣渡すことを得ず』と規定して居り之に基き十四年八月三日公定を見た。

現在の重要肥料販賣價格は左の如し（單位錢）

品名	容量	製造業者	中権機關	指定販賣店	又は卸賣商會	市町村產組 又は小賣商
硫安	三七・五莊呪	三七三	三七八	三八四	三九四	二八九
過磷酸石灰	一九・七%	同	二三六	二四二	二五〇	二八四
同	一六%	同	二二七	二二三	二三一	二一〇
石灰窒素	三二・五莊袋	一九八	一八七	一九〇・七	一九六	一八一五
智利硝石	三七・五莊呪	一九八	二二七	二二三	二三一	五五二
硫酸加里	同	一九八	四二三	四二九	四三九	八〇〇
塩化加里	同	一九八	八〇〇	八〇八	八二三	八二三
硝酸曹達加里	三七・五莊呪	一九八	八一五	八〇八	八三九	五五九
トーマス磷肥	同	一九八	一九八	一九〇	一九〇	二一六
燐酸アルミナ	同	一九八	一九八	一九〇	一九〇	二九九
硝酸性肥料 (水溶性加里)	四五%	工場最寄 驛貨車乘	二二七	二二三	二二三	二〇七
硝酸曹達加里	一九・五%	工場渡二六〇	二二〇	二二〇	二二〇	二八四

(棉實油粕粉末 ・窒素五・〇・一五 ・五%保證)	一一七七	一一九二	一二二二
(植物油粕紛末 ・窒素五・三・一五 ・六%保證)	一二四三	一二五八	一二八八
同	一一七七	一一九二	一二二二

備考、特に工場渡と明記した以外の販賣價格は全國省線並に直通連帶社線各驛着貨車乘渡、主要港着本船船側渡及び工場より直接配給し得る各港着船側又は船乘渡價格、但し大豆粕類、魚肥は全國省線又は直通連帶社線各驛及び主要港着貨込價格。

以上の如く主要肥料に公定價格が實施されてゐるが、『肥料配給統制規則』に基く公定價格設定以前にも昭和十二年頃から硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、加里鹽等に販賣價格が指定されてゐた。これは何れも各統制團体が自主的に決定した價格を政府が認可したものであつて前にも述べた如く市場統制力はなかつた。而しこれらの販賣價格が指定されてゐた。

格は『肥料配給統制規則』發動以來は勿論、それ以前から殆んど据置かれてゐるが事變の進展と共に諸物價は騰貴し、原料、資材、電力、勞力等の値上りで肥料の生産費は著しく昂騰してゐる。かかる逆條件にも拘はらず食糧增産のためには肥料の充分なる確保を必要とし肥料の増産を要求してゐる。これがため政府は肥料の値上りが食糧増産に及ぼす悪影響を回避すると共に生産費値上りに伴ふ肥料製造業者の損失を補償し、肥料の増産を期するため生産者に對し公定價格、生産費、輸入價格、適正利潤等を睨み合せて左の如く補助金を交付してゐる。(一應當り)

品 目	公 定 價 格	補 助 金
硫 安	九九・四七〇	一一・五一〇
石 灰 窒 素	八二・二二五	一七・三二一
過磷酸石灰 (十九%もの)	五七・八六六	一四・七二四

同 (十六%もの)

五二・八〇〇

一三・四一五

加里鹽

一一二・〇〇〇

五〇一一〇〇

備考、加里鹽は輸入價格が變動するため之に應じて公定價格との差を五十圓から百圓までの間に於て補助するものとす。

九、配給機構の整備

肥料配給割當制實施に當り必要なのは配給機構の整備である。このため政府は曩に硫安は日本硫安會社、石灰窒素は三井物產と全購聯、過磷酸石灰は磷酸肥料配給會社加里鹽は大日本加里會社を配給中樞機關として指定した。然るに加里鹽は歐洲戰亂勃發のため大日本加里會社が其の機能を喪失したので智利硝石と共に磷酸肥料配給會社が中樞機關となつた。有機肥料については十四年十二月有機肥料配給會社を創立、大

豆粕、鰐搾粕（必要に應じ其の他の油粕、魚肥）等の配給數量の確保、價格の公正、配給統制等を行ふ中樞機關として十五年初から事業を開始した。然るに肥料の供給は愈々窮屈となり各種肥料間の連絡を密にし、配給の圓滑を期するため既存の配給機構を整備統合し配給の一元化が必要となつたので十五年七月日本肥料會社を設立した。同社は資本金五千萬圓、政府半額出資の國策會社で日本硫安、磷酸肥料の兩社を合併し、肥料需給の圓滑、價格の公正を圖るために（一）肥料の買入及び販賣（二）肥料の輸出入、移出入（三）肥料の製造、肥料製造事業に對する投資其の他の肥料の供給確保上必要な事業（四）肥料製造工場の經營管理（五）其他肥料の需給圓滑、價格の公正を圖るため必要な事業等を行ふもので、取扱品目は當初硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、加里鹽、硝酸曹達、化成肥料の六種であつたが後、トーマス磷肥、燒成加里明礬石粉末、化成礦粉、磷酸アルミナを追加した。有機肥料は取扱を除外し、當分の

間は有機質肥料は有機肥料が、又無機質肥料は日本肥料が各擔當し二本建を以て配給統制を進め適當な時期に日本肥料が有機肥料を合併することとなつてゐる。日本肥料は配給の中権機關であるのみならず事業内容にも示す通り必要ある時は生産管理を行ふこととなつて居り、肥料の生産から配給まで一貫的經營を行ひ得るわけである。最近日本肥料が日本水素工業、矢作水力大同化學工業、朝日化學肥料等の各製造會社を買收していよく製造部面へ進出せんと準備を進めてゐると傳へられてゐる。

次に配給機構の下部組織であるが、割當制實施に當り産業組合と商人系統とは各方面に於て各々其の實績と實情を主張し醜惡なる争ひを續けてゐる。現在二元配給制度となつてゐるが兩者の取扱比率は全國平均に於ては大体相半ばしてゐるが、町村產業組合の取扱は肥料商に割當てられたもの、一部を横流しによつて引受け一括配給してゐるので、産業組合の實際取扱數量は全体の約八割となつてゐる。産業組合側では肥

料配給業者が一ヶ年に九百五十萬圓の手數料を搾取して居り、之を産業組合の一括配給により合理化せば配給費は約半額となり農民負擔を輕減することが出来るとの見地から一元配給を主張し、商人系統は商權維持に努め、肥料報國運動を起して職域奉公肥料配給報國の念に燃えて配給業務に從事してゐるのだと產組側の主張を反駁してゐる。國策會社の濫立、產組の進出で今や肥料商は重大危機に晒されて彼等の轉失業問題は社會問題化してゐる状態である。之が對策としては產組、商業者の共同配給所設置論があり一部地方には既に實現を見てゐるが、或る地方に於ては產組が商人系統のものを横流しにより引受け產組による一元配給を實施してゐる所もある。監督官廳たる農林省も未だ何れとも態度を決定せず兩者の反目は激化の傾向にあり、如何なる方法により解決するか成行は注目されてゐる。

最後に肥料行政の點から見れば、肥料は從來農林・商工兩省の所管であつたが事變

下肥料問題の複雑化と共に肥料行政の一元化が叫ばれるに至つた。即ち農業生産の重要性に鑑み肥料行政は農林省専管とすべしと云ふのである。かくて昭和十五年七月農林・商工行政機構改革により

一、肥料の配給は商業組合系統によるるものも農林省所管とす。

二、化學肥料の生産に關する事項は一般化學工業の綜合的統制の見地から商工省所管とするが化學肥料の生産數量、販賣價格に關する事項は農林省所管とす。

三、化學肥料の生産に關しては兩省間で適宜連絡をとる。

等が決定した。中でも商業組合の肥料配給監督權が農林省に移り配給部面の監督權が農林省に一元化したことは前述の日本肥料會社の設立、同社の生産部門への進出と睨み合せて多年の懸案である肥料專賣制への準備工作とも見ることが出来る。

(完)

不
許
複
製

昭和十六年七月十日印刷
昭和十六年七月十五日發行

(非賣品)

發行者 中山英一郎

東京市京橋區銀座西一ノ一金剛閣

小宮山幸造

東京市牛込區早稻田鶴巻町三七一

印刷所 集美堂印刷所

東京市牛込區早稻田鶴巻町三七一



終

